

令和3年度

地域密着型サービス事業者公募要項

〔 認知症対応型共同生活介護 〕

須賀川市

1 公募の趣旨

須賀川市では「第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」において、市民の利用を目的とした施設として、地域密着型サービス事業所の整備を位置づけています。

当該事業所については、令和5年度開設とし、令和4年度中の整備のため、今年度実施事業者の選定を行うものです。

事業者の選定にあたっては、サービスの質と事業者の適正な運営を確保する必要があり、よりよい地域密着型サービスの提供が期待できる事業者を公平・公正に選定するため、公募とします。

2 公募する地域密着型サービス

- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 1施設（2ユニット：18床）
- 募集地域 須賀川市全域とします。

【参考】

番号	地 域	整備状況	募集地域	備 考
1	中央地域	2施設（36床）	○	
2	西部地域	4施設（72床）	○	
3	東部地域	1施設（18床）	○	
4	長沼・岩瀬地域	1施設（18床）	○	
合 計		8施設（144床）	1施設（18床）	

(詳細)

地 域	住 所
中央地域	旭町・池上町・大町・馬町・上北町・加治町・北町・北上町・弘法坦・諏訪町・長禄町・中町・八幡町・東町・宮先町・守谷館・本町・芹田塚・愛宕山・朝日田・池下・岩瀬森・稲荷町・岩作・一里坦・崩免・栗谷沢・栄町・境免・五月雨・桜岡・上人坦・下宿前・新田・千日堂・大黒町・高久田境・塙田・寺田・中山・中宿・中曾根・仲の町・並木町・八幡山・花岡・広表・東作・古河・古館・古屋敷・牡丹園・前川・緑町・妙見・南町・南上町・山寺道・六郎兵衛・六軒・台・丸田町・和田道・和田・前田川・浜尾・柳山・前田川扇町
西部地域	岩渕・保土原・泉田・松塚・稻・岩崎・牛袋町・卸町・大袋町・岡東町・影沼町・坂の上町・陣場町・新町・芹沢町・館取町・茶畠町・西川町・西田町・西の内町・日向町・堀底町・横山町・吉美根・西川・大桑原・袋田・越久・森宿・下宿町・池の下町・仁井田・館ヶ岡・向陽町・季の郷・滑川・宮の杜・山寺町・北山寺町・西山寺町

生活地域	住 所
東部地域	塩田、小倉、堤、江持、東山、あおば町、小作田、市野閑、日照田、雨田、狸森、田中、大栗、下小山田、上小山田、虹の台
長沼・岩瀬 地域	江花・木之崎・小中・志茂・勢至堂・滝（長沼）・長沼・花の里・梓衝・堀込・矢田野・横田・今泉・梅田・大久保・北横田・滝（岩瀬）・柱田・畠田・深渡戸・守屋・矢沢

3 募集要件

(1) 事業所の整備計画を作成するに当たっては、介護保険関係法令等の基準の他、整備予定地が都市計画法等関係法令の基準を満たし、建築予定の建物が建築基準法による建築確認及び消防法等関係法令等の検査等に適合するものであること。

ア 事業所の整備予定地については、施設が建設可能である土地かどうか事前に
本市の都市計画課、市民安全課、農業委員会等あらかじめ必要な手続きの関係部署と協議してください。（本市の都市計画マスタートップランにより市街化調整区域では社会福祉施設の建設は抑制されており、まちづくりの観点から、募集対象地域外とします。）

イ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域に指定されている地域は、高齢者の安全で安心な生活の観点から、募集対象地域外とします。

ウ 事業所の整備予定地については、申請者が自ら確保してください。申請する際には、購入等により申請者が事前に土地を確保しておく必要はありませんが売買確約書、賃貸借確約書等（契約期間は10年以上）により事業を実施する際に土地が確保されることの確認ができる書類（写し）の提出が必要です。

エ 整備する建物については、申請者である運営事業者の自己所有を原則とします。

土地所有者が建物を新築、運営事業者がそれを賃借する、いわゆるオーナーズ方式等、運営事業者の自己所有でない場合も運営事業者が申請者となることは認めますが、賃貸借確約書等（契約期間は10年以上）により事業を実施する際に支障とならないことを確認します。

なお、この場合、申請者、土地所有者いずれも本市で活用を予定している「福島県地域医療介護総合確保基金事業」による補助を受けることは出来ません。
また、須賀川市として単独で補助金を交付することもありません。

(2) 法人であること。（新規で法人化が確実に見込める場合も含みます）

ア 整備する事業所の運営を直接行う事業者であること。

イ 新規に法人を設立する場合、応募時は法人でないため、「設立準備会」として応募してください。

仮の団体名は「(仮称) (法人の種別) ○○設立準備会」、代表者の肩書は、「設立代表者」としてください。

「設立代表者」は設立発起人会の議事録と委任状などで代表権を明らかにした上で、設立代表者として応募してください。

法人格取得までの予定が分かる資料を提出してください。

設立準備会の段階で、法人認可に関することは所轄庁と事前に協議をしてください。

ウ 申請書申込書の受付締切日において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている法人でないこと。

(3) 国税及び須賀川市税を滞納していないこと

(4) 法人及び申請者、役員等が、介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号のいずれにも該当しないこと。また、申請者、役員等が須賀川市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団及びその構成員ではなく、それらの利益となる活動を行う者でもないこと。

(5) 事業所整備時期については令和4年度の末日までとし、完成後、速やかに須賀川市の指定を受け開設すること。

(6) 事業所の整備にあたっては、地域密着型サービスであることから、地域との良好な関係が構築できる地域であること。

選定された事業者は、選定後速やかに地域住民（行政区、町内会）に対し、事業内容、工事計画等必要な事項について説明会を開催してください。

また、説明会開催後、議事録及び関係行政区長、町内会長等の同意書を提出してください。

(7) 介護予防の指定も受けること。

(8) 当該事業所の利用者は原則として須賀川市民に限定すること。

(9) 災害時には、別途市との協定により福祉避難所として避難行動要支援者を受け入れること。

4 事業所整備費の補助について

福島県の「福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金」を活用する予定です。

県からの補助金の採択があった場合の市独自の補助金のかさ上げや、その他の本市単独の補助金はありませんので、資金計画等の検討にあたっては、補助金が不採択となり、市で補助金を交付できないことも想定し、自己資金のみでも対応できる場合に限り応募

願います。

また、補助金により取得した財産等については一定期間、財産処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保設定）が制限されます。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

整 備 区 分	単 位	基 礎 単 価
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	施設数	33,600千円

(2) 介護施設等の開設準備経費等支援事業

整 備 区 分	単 位	基 礎 単 価
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	定員数	839千円

5 事業者公募スケジュール

応募受付期間 (事前相談・質疑受付期間)	書類審査、現地調査等 による、候補者選定	運営委員会 意見聴取	指定予定 事業者決定
令和3年11月29日～ 令和4年1月7日 (令和3年11月29日～ 令和3年12月17日)	令和4年 1月11日～	令和4年 2月中	令和4年 2月下旬～

6 事前相談・質疑応答

(1) 受付期間

令和3年11月29日（月）から12月17日（金）まで

(2) 質問票の記載（質疑応答）

質問票に記載のうえ、電子メールまたはFAXで送付してください。電話、窓口による質問等には、一切応じません。

(3) 回答の掲載

受け付けた質問に対する回答は、質問提出者に連絡するとともに、全事業者に周知する必要があるものについては、市ホームページに掲載します。

7 応募手続き

本公募への申込みを希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。

なお、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 公募申請に関する提出書類一覧（正本1部、副本9部を提出）

① 公募申請書等

- ・公募申請書

様式1

・公募申請に係る提出書類一覧	様式 1 別紙
・地域密着型サービス事業計画概要書	様式 2
・法人の概要	様式 3
・役員名簿	様式 4-1
・評議員一覧表	様式 4-2
・誓約書	様式 4-3
② 提案書等	
・事業計画提案書	様式 5
・代表者・管理者（施設長）の経歴書	様式 6
③ 資金計画	
・資金計画書（当初の運転資金を含む）	様式 7
・借入金返済計画書（元金、利率、期間、金融機関名）	様式 8
・収支シミュレーション	様式自由
・預金残高証明書（自己資金分、応募提出日前1か月以内に発行）	写し
④ 建物等	
・建物計画図（平面図（室別面積、用途を記入）立面図、配置図）	写し
・事業所開設予定地の地図（周辺の状況が確認できるもの）	写し
・事業所開設予定地の登記事項証明書	写し
・建物の整備スケジュール	様式自由
・土地が確保されることの確認ができる書類	写し
⑤ 法人概要	
・法人登記簿謄本（応募提出日前3か月以内に発行されたもの）	写し
・法人の定款または寄付行為（最新のもの）	写し
・給与規程（最新のもの）	写し
・就業規則（最新のもの）	写し
・収支予算書（直近1年分）	写し
・決算報告書（貸借対照表の税務申告書類一式、営業報告書、附属明細書、キャッシュフロー計算書の過去3年分）	写し
・介護保険実地指導、監査による不正請求や運営基準等の違反、介護報酬の返還の有無	様式自由
・法人全体で3年以上の勤続年数のある者の占める割合	様式自由
・法人全体で常勤職員の占める割合	様式自由
・納税証明書	

国税：法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税（国税通則法施行規則別紙

第8号様式その3の2(個人)またはその3の3(法人))

市税：(直前2年分) 法人(個人)市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、
国民健康保険税で、須賀川市に納税義務がある場合のみ必要

※上記証明は、いずれも未納の税額のないことの証明とし、滞納がある場合は申請できません。

(2) 公募申請書提出にあたっての注意事項

- ① 提出書類は、フラットファイルを用いて、A4判左穴あけ綴りとしてください。
フラットファイルの表紙、背表紙に、次のことを記載してください。
「地域密着型サービス事業者公募申請書（グループホーム）」（法人名）
- ② 正本と副本の記載内容が異なることのないようにご注意ください。なお、副本は正本の写しとしてください。
- ③ 提出書類は、通しのページ番号を付け、以下の事項に従ってください。
 - ア A4判縦で統一し、原則左横書きとしてください。ただし、既存の文書を添付する場合は、これ以外の書式も可としますが、大きさはA4判に折込んでください。
 - イ 原則両面印刷としてください。構成上、一部片面印刷は可とします。この場合、白紙面はページ数には含めないでください。
 - ウ 建物計画図（平面図、立面図、配置図）、事業所開設予定地の地図については、大きさはA4判に折込んでください。
- ④ 提出書類の項目ごとに仕切り紙を入れ、番号と文字表記のインデックスを付けてください。また、仕切り紙等は、ページ数に含めないでください。
- ⑤ 上記の書類のほか、市が必要と認めたときには別途参考書類の提出を求める場合があります。
- ⑥ 公募申請書の各様式は須賀川市ホームページの「すかがわ介護ネット」に掲載しますので、ダウンロードしてお使いください。

(3) 応募期間

令和3年11月29日（水）から令和4年1月7日（金）まで

※ 受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで、土曜・日曜・祝日・年末年始は除く。なお、郵送による書類の受け付けはいたしませんので、あらかじめ電話予約のうえご来庁ください。

(4) 提出及び問合せ先

〒962-8601 須賀川市八幡町135
須賀川市市民福祉部長寿福祉課介護保険係
電話 0248-88-8117 FAX 0248-88-8119

（1）事業者の選定

事業者の選定は、公募申請書等の書類、事業計画提案書〔様式5〕の審査及び現地調査結果をもとに、市民福祉部長及び市民福祉部内各課長で構成される「須賀川市地域密着型サービス事業者選定委員会」において公募申請提出書類及び現地調査により8の（1）から（5）までの選定基準ごとに評点化し、その合計点数の最も高い事業者の計画を選定することとします。

事業計画提案書〔様式5〕のプレゼンテーション及び現地調査立会の日程については、応募事業者に別途通知します。（公募の締切日から決定までの日程が短期間となるため、プレゼンテーション等については、事前準備願います。）

その後、須賀川市地域密着型サービス運営委員会の意見を聴取し決定します。（競合しない場合も事業者の選定作業を行い評価します）

なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

（2）選定後の手続き

決定した事業者は、速やかに施設整備の準備に着手し、整備が完了した後、須賀川市に指定申請書を提出してください。

9 選定基準

（1）事業の目的及び運営の方針

① 利用者へのサービス提供体制

- ア 向上への具体的な目標・方策
- イ 利用者の立場に立った質の高いサービス提供への具体的な取り組み方
- ウ サービス内容の独創性や創意工夫
- エ 日常生活上の支援について具体的な内容（入浴や食事などの支援内容）
- オ 自立支援のための具体的な手法
- カ 運営推進会議の設置に関する考え方として、設置計画、基準以外の多様な委員構成の考え方について

② 高齢者への対応、人権尊重

- ア 身体拘束、プライバシーへの配慮に対する考え方
- イ 認知症対応策の具体的な方法
- ウ 利用者の心身の状況等の把握方法（定期的な担当者会議の計画等）
- エ ターミナルケアに対する考え方について

③ 公平・平等な利用の確保

- ア 利用者への公平・公正な対応の取り組み（入居や退去時の考え方等）
- イ サービス内容及び手続きの説明及び同意について（パンフレットや掲示物など）
- ウ 苦情処理のための体制について

(2) 施設の状況

- ① 安定して事業ができる
 - ア 土地及び建物について、自己所有か、自己所有でない場合は、今後取得が見込まれるか、10年以上の賃貸借が見込まれるか
 - イ 敷地の広さは十分か、浸水想定区域、急傾斜地等危険個所に隣接していないか
- ② 施設を効率的に利用できる
 - 建物の間取り構造は効率的な配置となっているか、室内の見通しは良いか
- ③ 周辺環境との整合性
 - ア 整備予定地の周辺状況は用地、防災、交通の環境に問題がないか
 - イ 地域住民との交流の機会が確保される場所はあるか
- ④ 防火等の安全対策
 - ア 防火設備・計画・訓練、及び非常災害の際の救急に関する関係機関との連携体制について、具体的な計画及び定期的な訓練計画等があるか
 - イ 感染症や食中毒に関して具体的な予防等の対策について（発生した際の対処方法を含む）
 - ウ 事故・虐待防止に対しての取り組みについて（発生した際の対処方法について）
- ⑤ 開発規制等
 - 都市計画法等による開発行為、農地転用、建築協定等
- ⑥ 公共交通機関の利便性

(3) 従事職員

- ① 事業所の職員配置
 - ア 職員の勤務体制について、基準を満たしているか、給与や待遇について問題がないか
 - イ 休暇・休職の際の補充・交替体制について、退職金制度の充実や、職員のリクルートの具体的な方法等は適切か
 - ウ 縮減率を低くするための取り組みを行っているか
- ② 職員の資質向上への取り組み
 - 具体的な研修計画及びその内容は検討されているか
- ③ 警備及び緊急連絡体制
 - ア 危機管理体制の内容について
 - イ 危機管理上の不具合が発生した場合の対応について
- ④ 個人情報、プライバシー保護
 - ア 個人情報保護の管理についての考え方（従業員の守秘義務等）
 - イ 個人データの管理方法（電子データのセキュリティーポリシー、紙媒体のファ

イル保管方法など)

(4) 関係者との連携

① 家族や地域との連携

- ア ボランティア及び実習生の受入れ体制について
- イ 家族会等の利用者家族間の交流活動について
- ウ 他のサービス事業者との連携及び交流について
- エ 事業所の設置運営にあたって地域住民に理解を得られるための具体的な方策を策定しているか
- オ 自治会（町内会）に加入する意志があるか

② 医療機関との連携

- ア 具体的な協力医療機関名を確認する
- イ 緊急時の協力体制について、夜間時、利用者の事故、病状悪化等の場合迅速に対応できる連絡体制は整備できるか

③ 関係機関への情報提供と連携

福祉避難所の設置について

(5) その他

① 施設整備及び運営の収支計画

- ア 事業計画と収支計画の適正性及び長期的な経営能力を備えているか
- イ 資金計画について、適切な資金計画か、全額自己資金での設置予定か、借入金返済能力の有無等
- ウ 事業計画と収支計画に整合性があるか、長期的な視点から、適切な収支が見込めるか
- エ 安定したサービス提供を長期的に実施できるか

② 事業所に対する公平性

- ア 利用料の設定根拠が明確に示されており、近隣のサービス事業所と比較して突出することなく、妥当な金額であるか
- イ 日常生活費等の徴収についての考え方について

③ 事業所開設にあたっての抱負

- ア 介護保険制度における施設運営の基本理念
- イ 地域密着型サービスの意義・目的の理解
- ウ 自己評価や外部評価を受けることに対する考え方と評価に対する取り組み姿勢

④ 事業所整備区域 指定なし

10 結果通知

選定結果は、応募したすべての事業者に文書により通知します。

また、選定された事業者については、須賀川市ホームページの「すかがわ介護ネット」で公表します。

1.1 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 応募書類の提出に要する経費は、選定結果に関わらず、本市は一切負担しません。また、事業計画の中止、選定されなかったこと及び申請の無効による一切の損害等について、市はその責任は負いません。
- (3) 応募書類は、返却しません。
- (4) 整備運営候補事業者として選定された法人がその地位を譲渡し又は他人に利用させることは、その理由を問わず一切認めません。
- (5) 下記に該当する場合、審査を行なうことなく不適となる場合があります。
 - ① 提出された書類の内容に、重大な瑕疵及び虚偽があったと認められる場合
 - ② 建設場所、施設種別、資金の確保等の重大な事項に変更があった場合
 - ③ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (6) この公募による選定は、事業所の指定が確約されたものではありません。指定申請にあたっては、その段階で設備・運営・人員等の事業所指定基準を満たすことを確認のうえで須賀川市が事業所指定を行います。
- (7) 応募状況に関するお問い合わせには回答しません。

1.2 選定の辞退について

(1) 選定前までの辞退について

応募受付期間が終了し、事業予定者が選定されるまでの間に、やむを得ない理由で辞退する場合、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出すること。（任意様式）

(2) 選定後の辞退について

原則として選定後の辞退については認められませんので、十分見識を持って応募してください。

また、事業予定者名は選定後に須賀川市ホームページの「すかがわ介護ネット」で公表するため、その後辞退する場合も同様に、法人名・代表者名・辞退理由等について須賀川市ホームページの「すかがわ介護ネット」で公表するので留意願います。